

〔博士論文要旨〕

「戦後」在日朝鮮人問題の起源

—SCAP の对在日朝鮮人政策 1945年～1952年—

金 太 基

1 本論文の基本的構想

現在、日本には約69万の在日朝鮮人がいる。この中で約60万人以上は、戦前からの日本在留者とその子孫たちである。戦後在日朝鮮人はさまざまな問題（国籍、民族教育、日本政府や社会の在日朝鮮人に対する差別、民族団体の分裂、生活など）を抱えてきた。本論文は、これらの「戦後」在日朝鮮人問題が、戦後日本の歩み、ことに戦後日本の始まりからサンフランシスコ講和条約が発効するまでの世界構造の変動と戦後日本政治の中で、どのように形成されたかを、連合国軍最高司令官司令部（以下SCAP）の对在日朝鮮人政策に焦点を当てて説明することを目指したものである。そもそも日本占領期を研究対象とした最大の理由は、在日朝鮮人・SCAP・日本政府のいずれにとってもこの時期が戦後を形成する新しい出発点となった点に求められる。そして、日本占領期に絶対的な権限を持っていたSCAPの对在日朝鮮人政策は、戦後における在日朝鮮人と日本政府の新しい関係形成に絶大な影響を与え、さらに、こうした関係がサンフランシスコ講和条約発効後も、引き続き維持されたと思うからである。

いままでの日本占領期におけるSCAPの对在日朝鮮人政策については、いくつかの研究成果を挙げることができる。しかし、研究はまだ端緒についたばかりと言ってもよく、SCAPの对在日朝鮮人政策の全体像はまだ不明瞭なままである。こうした現状から、本論文はいままでの先行研究を踏まえた上で、国際政治外交史という視点から、SCAPの对在日朝鮮人政策の全体像を体系的かつ実証的に分析することを試みたものである。

このような見地から本論文は、占領初期から占領終了期までにおけるSCAPの

在日朝鮮人政策を、各部局の在日朝鮮人に対する認識と政策決定過程を中心に解明するものである。そして、SCAPの政策を客観的に捉えるために、SCAPをとりまく諸アクター、即ち、米国政府、日本政府、在日朝鮮人、南朝鮮米軍政庁、韓国政府などの政策や動きについてもメスを入れた。

本論文はSCAPの对在日朝鮮人政策の全体像を初めて明らかにすることを目指しているものの、SCAP内の動きやSCAPと日本政府との非公式的な連絡関係、そして現地占領軍と在日朝鮮人との関係、さらに北朝鮮と在日朝鮮人との関係などについて解明しつくしているわけではなく、さらに、在日朝鮮人に関する重要事項をすべてとりあげているわけでもない。これらは、今後の研究でさらに明らかにされるべきである。

筆者が用いた主な史料は、米国国立公文書館(NA)、そして同ストランド分館(WNRC)所蔵の國務省、SCAP、第八軍そして第二四軍団関係資料、マッカーサー記念館のSCAP関係資料、米国議会図書館所蔵の日本政府関係資料、日本の国立国会図書館・憲政資料室の米国政府やSCAP関係資料、外務省外交資料館の終戦連絡中央事務局関係資料、国立公文書館の日本政府関係資料などである。さらに、生存している証言者とのインタビューなども随時用いた。

2 本論文の各章の要旨

上記の課題を解明するために本論文が設定した時代区分は、次の三期からなる。第一期は占領初期で、SCAPの日本占領開始から1946年末までである(第二・三章)。第2期は1947年から1948年7月までである(第四章)。第3期は朝鮮に韓国政府が樹立される1948年8月から日本占領が終了する1952年4月までである(第五・六章)。こうした時期区分を中心とした本論文の各章の要旨は次のとおりである。

「第一章 米国政府の对在日朝鮮人政策」は、SCAPにとって在日朝鮮人政策のもっとも基本的な方針となる、米国政府の对在日朝鮮人政策が立案される過程を考察し、米国政府の在日朝鮮人に対する認識とその政策を明らかにした。

國務省は早い時期から戦後計画の立案に目を向け作業を進めた。しかし、日本の政治や経済、天皇制などのテーマと比べてみた場合、在日外国人政策は、戦後処理

の付随的な問題としてしかここでは扱われていなかった。

さらに、在日朝鮮人問題は一個の独立した問題として存在することができず、他の在日外国人問題と同じ次元で取り扱われ、日本在留の旧日本植民地国民の戦後処理という歴史的・政治的な側面は、政策立案において考慮の対象に入っていなかった。

米国側の在日外国人政策の決定版となった「在日難民」は、國務省の非日本専門家とも言えるケアリーによって起草されたが、その修正・完成には、極東小委員会の中でもっとも影響力を発揮していたブレイクスリーやボートンなどの知日派の國務省メンバーの考え方が大きく反映された。

その結果、「初期の基本指令・日本」（1945年11月1日）における在日外国人に対する規定と「在日難民」（SWNCC 205/1, 11月15日）で、米国政府の在日朝鮮人政策には在日朝鮮人を帰還させることだけが盛り込まれ、在日朝鮮人の日本残留に関連する諸措置は含まれなかった。

こうした米国政府の指令におけるもっとも大きな欠点は、在日朝鮮人の法的地位に関する規定にあった。在日朝鮮人を解放民族として取り扱うことを優先したとはいえ、解放民族の具体的な法的位置づけが提示されなかったことは、指令として大きな欠陥であった。それは、まさに米国の不透明な朝鮮政策を反映するものでもあった。

そればかりではなく、解放民族でありながら敵国民（日本国民）の地位を持つという二重の規定は、SCAPが安易に後者の地位を在日朝鮮人に適用する余地を与えてしまい、在日朝鮮人の人権や民族的な権利を侵害する背景となった。

「第二章 日本の敗戦と解放民族」は、日本統治者としてのSCAPが日本占領の初期において、日本の支配から解放された在日朝鮮人に対して、どのような関心を示し、また戦後対策を講じたかを、炭鉱地域における帰還運動や在日朝鮮人の帰還に対する措置を中心に解明する。

対日連合国占領軍が日本に進駐した後、SCAPが組織され、そして地方占領軍が各地方に駐屯する10月上旬に、在日朝鮮人はすでに次のように深刻な状況に置かれていた。

終戦時、日本には約2百万の在日朝鮮人がいた。彼らの大部分は強制連行による

集団移入労働者や一般契約労働者ならびにその家族であった。東久邇宮内閣は戦後責任を曖昧にし、朝鮮は日本の属国であるという幻覚を持ち続けた。それゆえ日本政府は、解放された在日朝鮮人に対する帰還や救済といった戦後対策よりは、彼らの「管理」にもっぱら関心を示した。

その結果、下関や博多などの港の周辺は、これらの帰還を待つ在日朝鮮人が蝟集することによって、すでに9月から大混乱に陥り、宿舎や配給の不足で、彼らの生活は危機に瀕した。さらに、事業主の管理の下で戦後になっても引き続き就労していた北海道や青森などの炭鉱地域の朝鮮人労働者は、10月初め頃から就労を拒否し、帰還、待遇改善そして補償を要求する運動を始めた。

これに対して幣原内閣は、妥協的な解決策を講じるところか、逆に、在日朝鮮人に対する管理の強化を図った。そして、日本政府の情報に頼っていた占領当局も在日朝鮮人の立場を理解しようともせず、朝鮮人労働者に就労を強要する場合もあった。

在日朝鮮人の早急な帰還の必要性を感じた SCAP は、日本政府の帰還政策を放置できず、自らに在日朝鮮人の帰還に関与し始めた。そしてその間、米国政府から「初期の基本指令」が11月8日に、「在日難民」が12月8日に SCAP に送られ、米国政府の在日外国人政策、就中在日朝鮮人政策の輪郭が SCAP に示された。しかし、SCAP のなかには在日外国人問題を取り扱う専門部局もなく、各部局がそれぞれの判断によって関連事項を取り扱っていくこととなった。なお、在日朝鮮人の権利を代弁する公式的な機関もないなかで、在日朝鮮人の状況にあまり関心を持たなかった SCAP は、日本政府が在日朝鮮人の戦後対策に失敗し、破綻を露呈したにもかかわらず、在日朝鮮人の処遇を日本政府に放任し続けた。

「第三章 「解放民族」から「敵国民」(日本国民)へ」 SCAP は、米国政府からの指令にあった在日朝鮮人の解放民族としての法的地位を破棄し、1947年から在日朝鮮人を敵国民(日本国民)として、取り扱うようになった。こうした措置は、当然、米国の対朝鮮政策にも悪影響を与えるものであったが、SCAP が、このような決定を行うようになった政治的な背景を考察するのが本章の主題である。

1946年に入ってから在日朝鮮人の帰還者の数は、朝鮮半島の極めて不安定な情勢と ESS (Economic and Scientific Section) 財政課による持帰品・品の制限な

どによって急激に減り始めた。そして、SCAPによる計画帰還が始まる4月からすでに、停滞状態が始まり、在日朝鮮人の日本での定住の可能性が高まった。大部分が単純労働者とその家族であった彼らには、戦後の不況の中で職業もなく、生計の手段もなかった。

日本政府は在日朝鮮人の管理には関心があっても、生活には関心がなかった。日本政府を監督すべき立場にあったSCAP (PHW, Public Health and Welfare Section) も現地占領軍も在日朝鮮人の生活状況にはあまり関心がなかった。対朝鮮占領政策上、在日朝鮮人に多大な関心を示していた朝鮮米軍政庁が、SCAPに在日朝鮮人の待遇を改善するよう公式的に求めたにも拘わらず、在日朝鮮人は日本人と同様に待遇するという日本政府の主張もあって、SCAP (ESS, PHW, GSなど) のなかには「解放民族」たる在日朝鮮人に特別配給を与えるなど、特別な対策の必要性を提示する部局はなかった。

このような事情もあって、戦後失業のなかで、多くの在日朝鮮人は日本人のように、生活を維持するための闇商売をし、特別配給を要求した。また、朝連は朝鮮人労務者に対する戦後補償を日本政府に要求した。これに対し日本政府は、在日朝鮮人側の要求を一顧だにせず、戦時のように、日本警察の権力でもって在日朝鮮人を管理しようとした。しかし、解放民族として在日朝鮮人は、「敗戦国」日本警察の権限を認めず、また、植民地支配のシンボリックな存在で、在日朝鮮人をもっとも苦しめた日本警察の取締りに反抗する事件がしばしば発生した。

とくに、自らの権益を擁護すべき在日朝鮮人の民族団体は分裂し、相手勢力の拡張を阻止するため、凶器による暴力紛争を繰り返した。こうした紛争には日本警察も関与できない有り様であった。

一方、SCAPは米国政府からの指令にあった、解放民族としての在日朝鮮人の法的地位を具体的に定めることができなかった。それゆえ、在日朝鮮人を連合国民としても、敵国民（日本国民）としても取り扱うことができず、自らの方針を明確に提示することができない状況が続いた。これに対して、日本政府は、1946年2月頃から、平和条約の発効時までは在日朝鮮人は日本国民であるとし、在日朝鮮人に対する司法警察権と刑事裁判権をSCAPに積極的に求めた。またSCAPは、日本政府の戦後処理の失敗を問題にすることなく、日本政府や現地占領軍からの報告を通じて、在日朝鮮人を、もっぱら無秩序で、日本占領にとって厄介な存在である

と認識し始めた。

その結果、当初、米国の対朝鮮政策を考慮して、在日朝鮮人を連合国民並に取り扱うことを國務省に勧告していた(1945年12月)アチソン DS (Diplomatic Section) 局長は、立場を一転して、朝鮮に合法的な政府が樹立され、在日朝鮮人を国民として認めるまでの間、彼らを日本国民として取り扱うことを SCAP に提案した。これを SCAP は受け入れ、國務省もそれを認めた(1946年5月)。対日占領軍による直接統治ではなく、日本政府を通じての間接統治という占領統治の構造からして、在日朝鮮人を日本国民として取り扱うということは、在日朝鮮人を再び日本の植民地支配下に置くことを公式的にするものであったのである。そして、この決定は、在日朝鮮人を日本政府の権限下に置き、日本政府の強権で、無秩序で暴力的であると見なされている在日朝鮮人を管理することに意図があった。

「第四章 占領政策の変化と阪神教育事件」 1946年5月の決定に基づいて、SCAP が1946年末、朝鮮に合法的な政府が樹立されるまで在日朝鮮人を日本国民として取り扱うと発表したとき、朝鮮から激しく反発が起きた。結局、SCAP は、「在日朝鮮人は日本の法律に服従すべきである」と、発表の内容を変えたが、実質的には在日朝鮮人を日本国民として取り扱い始めた。SCAP が在日朝鮮人は日本の法律に従うべきであるという方針を決定したのは、日本社会の秩序を維持することに意図があった。しかし、この方針を盾にして SCAP と現地占領軍は、在日朝鮮人の経済的・民族的な権利まで抑圧するという過ちを犯した。民主化の主役であるはずの SCAP の各一部局が、こうした政策を取るようになった背景を各一部局の政策決定過程を中心に解明するのが第四章の課題である。

在日朝鮮人の持帰品・品の制限に示されたように、日本政府の財源確保を重視していた ESS は、自らの目的を達成するために、在日朝鮮人は戦時日本の協力者であり、日本で富を蓄積したという誤った見解を持ち出した。こうした認識を持って ESS は、日本に残留する朝鮮人は日本国民であるとする SCAP の決定を盾にして、連合国民には免除されていた戦時利得税である財産税を、在日朝鮮人にも適用すべきであるとした(1947年2月)。このような決定は日本政府の主張を代弁するものであった。

さらに、日本の学校教育を通じて民主化を普及させる責務を担っていた CIE

(Civil Information and Education Section) は、在日朝鮮人の民族教育は社会紛争の種となる少数民族を育成・固定化するとして、これに否定的な見解を持っていた。CIE と現地占領軍は、在日朝鮮人は日本の法律に従うべきであるという SCAP の決定を盾に、自らの方針を実行することだけに関心があり、在日朝鮮人の運動に押されて在日朝鮮人の要求を受け入れれば、日本社会の「少数民族」問題がさらに深刻化するということで、在日朝鮮人の民族教育を守る運動を鎮圧し、結局阪神教育事件（1948年4月24日）が発生した。CIE と現地占領軍が強硬な措置を講じたのは、日本政府との妥協を試みない朝連の強硬さにも原因があったことは確かではあるが、まず第一に、日本人への同化を強いられていた在日朝鮮人にとって民族教育がいかなる意義を有するか理解しようとしなかったことと、第二に、示達された命令を実行すれば責任を問われない軍事占領の性格を反映するものであった。こうした民族教育問題に対しては南朝鮮でも関心が高かったが、民族教育問題が一部の共産主義者による政治教育に原因があるという SCAP と米八軍の主張がそのまま伝えられ、また、国連監視下の総選挙（5月10日）を前にして、民族教育の権利を主張する雰囲気は盛り上がりなかった。

在日朝鮮人は日本の法律に従うべきであるという SCAP の決定を盾に、ESS と CIE が自らの措置を正当化する一方、GS (Government Section) は日本政府が立案し、自らもその作成に関与した外国人登録令（外登令、1947年5月）を、在日朝鮮人に強制的に適用し、G 2 (General Staff-2) を通じて外登令に反対する在日朝鮮人の言論を抑制した。GS 自らが立役者である新憲法（第三章 国民の義務と権利）の理念に反するものであったにも関わらず、在日朝鮮人を管理するという政治的な目的を達成するために、民主化に逆行する措置を GS は実行したのである。さらに、日本政府が在日朝鮮人の衆議院議員と参議院議員の選挙権も停止していたことに関しても、GS を始め SCAP は、問題のあることを意識はしていたけれども、在日朝鮮人を管理し、革新勢力の拡張を阻止するという政治的な意図があったので、日本政府の措置を黙認する態度を占領が終わるまでとり続けたのである。

「第五章 分断国家の成立と SCAP による朝連解散」 外登令、阪神教育事件によって示された SCAP の在日朝鮮人に対する抑圧的な措置は、朝鮮に分断国家が成立し、対日占領政策が反共の色彩を強めていくとともに、その度を増していった。

対日反共政策と日本政府の権限回復という占領政策の終章は、日本政府による朝連の解散(1949年9月8日)と第二次朝鮮人学校閉鎖(10月)によって幕を開けた。こうした措置がSCAPによって日本政府に指示されるまでの政策決定過程を考察し、SCAPの政治的な意図を解明するのが本章の課題である。

反共政策を基本とするSCAPではあったが、朝連は必ずしも脅威的な存在ではなかった。朝連を拠点とする共産主義者の指導によって、朝連が北朝鮮と関係を深め、また日本の労働運動に関与し、建青や民団と抗争を繰り返していたことは確かであるが、共産主義活動を阻止し、社会秩序を維持するというSCAPの目的からすれば、朝連の一部組織と共産主義者を追放するだけで、政治的な所定の目的は達成することができたはずである。しかし、多くの在日朝鮮人が朝連を頼りにしていたにも関わらず、GSは、あえて朝連の全組織を解散させ、火種を完全に封殺してしまうという極端な措置に傾き、日本政府に朝連の解散と関係者の追放を指示したのである。

朝連の解散から間もない10月に日本政府(文部省)は、朝連系学校の閉鎖を命じ、他の学校に対しても改組を命じた(第二次朝鮮人学校閉鎖)。阪神教育事件が、日本の法律にしない朝鮮人学校に下した処罰の結果であるとすれば、第二次朝鮮人学校閉鎖は、共産主義教育を根絶させるというCIEとG2の意図に由来するものであった。朝連系学校の動静も、朝連解散のときと同様、日本占領に深刻な影響を与えるものと認識されていたわけではなかったが、あえて朝鮮人学校における共産主義教育を根絶させるというCIEとG2の意気込みがあったがゆえに、閉鎖措置へと発展したのである。

これらの措置はSCAP独自の判断によるものではなく、むしろ、そのきっかけを作ったのは日本政府(法務省、文部省)であった。またGSは、事実上の講和への気運が高まるなかで、日本政府による国内管理体制を強化し、国際社会における日本の地位を回復させるという意図で、朝連の解散と朝鮮人学校に対する措置をSCAPの指令によるものではなく、日本政府の独自の判断によって実行する形を取らせた。言い替えば、GSはこれらの措置を通じて、日本政府による在日朝鮮人の管理体制を固めようとしたのである。

さらに、朝鮮に正当な政府が樹立され、その政府によって国民として認められた在日朝鮮人を外国人として処遇するというのが、SCAP自らの政策であったにも

関わらず、在日朝鮮人に対する管理を続けるという政治的な目的で、それをみずから破棄した（1949年8月）。その発端はそもそも、DSがもっぱら日本政府の立場で在日朝鮮人問題を考え、韓国外交代表部の在外国民登録に制限を加えようとしたことから始まった。

そして、李承晩の韓国政府は、在日朝鮮人の民族教育や法的地位問題にある程度関心を抱いていたものの、当時の朝鮮半島の政治状況も反映して、在日朝鮮人社会における共産主義者の排除にもっぱら関心を抱いていたので、在日朝鮮人の民族的な権利と権益のために、SCAPに積極的な働きかけをしなかった。

「第六章 朝鮮戦争と韓日会談」は、対日占領政策の末期を迎えて反共体制を固めていたSCAPが在日朝鮮人問題をどのような視点で捉え、占領後の日本社会と在日朝鮮人との関係をどのように位置づけようとしたのかを、外登令の改正、外国人登録法、そして出入国管理令の制定問題などを中心に考察する。

占領当局の在日朝鮮人共産主義者に向ける警戒の目は、アジアにおける共産主義勢力の拡張とともにさらに厳しくなった。その結果、朝鮮人共産主義者の日本への潜入を防止する目的で、外登令が改正（1950年1月施行）された。その内容は、外国人登録証は3年毎に切り替えの申請をしなければならず、さらに外国人登録証を携帯していないだけでも刑事罰が課せられるという厳しいものであった。また、朝鮮戦争が発生し、そして占領終結が近づいてきたSCAPの立場からして、占領終了後の反共対策の一環としての在日朝鮮人対策の重みは軽視すべからざるものとして認識された。その結果、在日朝鮮人に対する管理強化を目的とした日本の出入国管理法制の整備が1951年2月からSCAP（G1, General Staff-1）と日本政府の間で進められ、出入国管理令（1951年11月1日施行）と外国人登録法（1952年4月28日公布・施行）が作られた。日本政府は前者を既住の在日朝鮮人にも適用しようとしたが、LS（Legal Section）が参謀長に行った勧告でやや冷静さを取り戻したSCAPは、日本政府が在日朝鮮人の問題に関する責任をSCAPに転嫁しようとしているとし、日本政府を批判した。ただし、外国人登録法には、外登令にはなかった指紋押捺の規定が新設されている。それは、指紋押捺を犯罪者の管理や反共活動の有効手段として認識したSCAP側の意図によるものであった。こうした法律の適用が在日朝鮮人に対する差別で人権侵害であることを知っていたにもかかわらず

らず、SCAPのなかからは口を挟む者は誰もいなかった。反共政策の堅い岩の中でSCAPは冷静さを失い、人権や民族的な権利を考慮することなく在日朝鮮人に対する管理を強化し、最後には対日講和条約発効後の在日朝鮮人管理体制の基盤を築いたのである。

終わりに

序論で言及したように、筆者が本論を展開していくうえでとくに力を入れたのは、SCAPの在日朝鮮人に対する政策の結果に関する考察ではなく、政策決定過程に関する考察を通じて、SCAPを構成していた各部局の在日朝鮮人に対する認識と政策を実証的に検証することである。

そして、本論の展開によって、SCAPの要と言えるGS、ESS、CIE、DS、G2、G3、PHWなど、各部局の在日朝鮮人に対する認識と政策が明確になり、また、占領初期から占領終了期までにおけるSCAPの対在日朝鮮人政策の全体像が以前より鮮明になってきた。

SCAPの各部局の在日朝鮮人政策は、在日朝鮮人を社会秩序維持(1946年5月～1948年7月)と反共対策(1948年8月～1952年4月)という視点から捉え、在日朝鮮人の民族的な権利を排除してまで自らの政治的な目的を過度に優先していたことが分かる。彼らにとって在日朝鮮人の民族的な権利は二の次であり、いかにすれば、権力でもって異民族集団の突出を抑え、反共政策を徹底的に実行できるかということに関心があった。SCAPが戦後の民族問題に対する国際的な関心や国連での世界人権宣言に無関心であったはずはないが、軍事占領という特殊状況を砦にして、自らの政策が将来における在日朝鮮人と日本社会、ひいては朝鮮と日本という両国の関係に与える影響までは考慮しようともせず、自らの政治的な目的を達成することだけに固執したのである。

そして、こうした政策の大きな前提として、SCAPが解放された朝鮮や韓国の存在を重視せず、自ら占領している日本の政治と経済の安定を至上課題としていたことに注目しなければならない。彼らが朝鮮と韓国という存在を視野に入れ、さらに韓国と日本との関係を考慮に入れていたとすれば、在日朝鮮人に対する見方と政策は変わっていたであろう。

戦争責任を感じず、戦時の管理体制を戦後においても引き続き維持しようとし、

「解放された民族」との共存という展望を見出せない日本政府を改造できるのは、SCAP だけであった。しかし、SCAP は「日本」を民主化することは考えても、在日朝鮮人に対する日本政府の民主的な対応には無関心で、むしろ、在日朝鮮人を日本社会から排除し、また管理の対象とする日本政府の認識と政策を積極的に支持したのである。つまり、SCAP は自らの政策を通じて、日本政府による在日朝鮮人管理体制の強化を図っただけではなく、日本政府の在日朝鮮人に対する差別的な処遇を容認し、また同化政策を支持し、助成する役割を果たしたのである。そのことは、戦後の在日朝鮮人にとってはもちろん、日本社会にとっても不幸なことであった。

SCAP を中心とした対日占領軍は対日講和条約の発効とともにその役割を終えた。しかし、SCAP は多くの問題を日本社会に残した。それは、「戦後」在日朝鮮人問題である。日本占領期に形成された戦後日本の在日朝鮮人管理体制は対日講和条約後、日本政府によって引き続き維持された。SCAP による社会秩序の維持・反共対策の遺物であるはずの外国人登録法と出入国管理令は、SCAP が日本を去り、日本政府と在日朝鮮人が向き合ったときには、日本政府の在日朝鮮人差別と管理の手段と化したのである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題名 「戦後」在日朝鮮人問題の起源

—SCAP の对在日朝鮮人政策 1945 年～1952 年—

論文審査担当者 (主査) 石 井 修
大 芝 亮
田 中 孝 彦

金太基(キム・テキ)氏による本論文は、6 年余にわたる連合国の対日占領政策の中で、「在日朝鮮人」問題がどのような位置を占め、またどのように取り扱われたか、またその結果、在日朝鮮人に如何なる法的地位が与えられるにいったか、を豊富な史料に依拠しながら歴史的検証を行う試みである。

I 本論文の要旨

1. 本論文の構成

- 第1章 米国政府の対在日朝鮮人政策
 - 第2章 日本の敗戦と解放民族
 - 第3章 「解放民族」から「敵国民」(日本国民)へ
 - 第4章 占領政策の変化と阪神教育運動
 - 第5章 分断国家の成立とSCAPによる朝連解散
 - 第6章 朝鮮戦争とSCAPの反共対策
- 終わりに

2. 本論文の要旨

(1) 第1章は、第二次世界大戦初期から米国政府内部で行われた戦後計画の中で、日本在留の旧日本植民地国民の問題はほとんどその視野に入っていなかったことを確認している。とは言え、米國務省内の幾人かの極東問題専門家が在日朝鮮人・台湾人などの問題に注意を払っていたことは、國務省文書などで明らかにされている。終戦後の「初期の基本指令・日本」(1945年11月1日)や他の政策文書は、戦中から戦後にかけて國務省や國務・陸軍・海軍三省調整委員会(SWNCC)がこの問題について検討を加えてきたものについて、最初の見解を表明したものである。それは在日朝鮮人などを「解放民族」でありながら、同時に「敵国民」として日本人と同一視するという矛盾したものであった。

(2) 第2章は、主として戦後も労働を続けていた(ないしは半ば強制されていた)炭鉱労働者の、また下関や博多の港で朝鮮への帰還を待つ在日朝鮮人の状況を豊富な資料に基づいて再現する。帰還は、交通手段の不足、在日朝鮮人に課した持ち帰り品や持ち帰り金への厳しい制限のためにはかどらなかつた。占領当局(SCAP)には在日外国人問題を取り扱う専門部局もなく、また当時在日朝鮮人の権利を代弁する公式的な機関もなかつたため、在日朝鮮人はかれらの「管理」の側面に専ら注意を注ぐ日本政府の手に任せられることとなった。

(3) 第3章は、1947年からSCAPが在日朝鮮人を解放民族ではなく敵国民(日本国民)として取り扱う決定を行うことになった背景を分析する。朝鮮半島での混乱した状況や持ち帰り金に対する厳しい制限などのため、帰還する在日朝鮮人の数は急速に減少していった。在日朝鮮人の一部の者が密輸や闇商売などの不法経済行為を行ったり、在日朝鮮人団体相互間の暴力沙汰が起るに至り、日本政府のみならずSCAPもかれらを「無秩序で、日本占領にとって厄介な存在」とみなすにいたった。当初、米国の対朝鮮政策を考慮して、在日朝鮮人を「連合国民」並みに取り扱うことを國務省に勧告していたSCAPの外交局(DS)も立場を変え、朝鮮に合法的政府が成立し、在日朝鮮人をその国民として認めるまでの間は、かれらを日本国民として取り扱うようSCAPに提案するにいたった。

(4) 第4章は、SCAPが1946年末に、実質的に在日朝鮮人を日本国民として取り扱うにいたった政策決定の背景を、SCAP内の各部局にそれぞれ光を当てながら解明しようとする。日本の財源確保を優先するSCAPの経済科学局(ESS)は連合国民には免除されていた財産税を在日朝鮮人にも適用すべきであると決定した。民間報道教育局(CIE)は、日本社会の少数民族問題が深刻化すると懸念し、日本の学校教育制度の外で日本の法律に従わないことに不安を抱いた。SCAPは「民族教育」と称されるものが実際には共産主義教育に利用されることも恐れた。このため1948年4月日本警察と在日朝鮮人が衝突する「阪神教育事件」が起こった。この間、民政局(GS)は日本政府が立案し、自らもその作成に関与した外国人登録令(1947年5月)を朝鮮人に適用し、参謀第2部(G2)は外登令に反対する朝鮮人の言論抑圧を行った。在日朝鮮人を当分の間外国人とみなすという曖昧な規定は、これまで在日朝鮮人を日本国民であると主張してきた日本政府の立場からすれば明らかに矛盾したものであった。

(5) 第5章は、朝鮮半島に分断国家が成立し、いわゆる「対日占領政策の転換」が起った1948年～49年の時期を対象とする。1949年9月、SCAPは日本政府に在日朝鮮人連盟(朝連)の解散を行わせた。朝連の指導部と日本共産党との結びつきは強まっており、朝連は北朝鮮との関係を深めていた。朝連が在日朝鮮人の生活に関連した問題をなおざりにして、政治色を深め、他の民族団体と暴力的行為を

くり返すようになった。共産主義活動を阻止し、社会秩序を維持するという SCAP の目的からすれば、在日朝鮮人の一部組織と共産主義者を追放するだけで事足りたかもしれないが、SCAP の GS はあえて朝連の全組織を解散させてしまった、と金氏はその行き過ぎを批判する。また本章は CIE および G2 によって行われた朝鮮人学校の閉鎖の経緯についても叙述を行なっている。共産主義教育を根絶させるために閉鎖措置がとられたわけであるが、朝連解散と学校閉鎖の措置は SCAP 独自の判断で行われたものではなく、そのきっかけを作ったのはむしろ日本政府(法務省、文部省)であった。いわゆる「占領政策の転換」により日本政府の自主性を高めようとしていた SCAP は、これらの措置を日本政府の独自の判断によって実行する形をとらせることにより、日本政府による在日朝鮮人の管理体制を固めようとした、と金氏は分析する。

本章で重要な部分は在日朝鮮人の法的地位に関する叙述部分である。SCAP は当初、朝鮮に正統な政府が樹立され、その政府によって国民として認められた在日朝鮮人を「外国人」として処遇しようという立場をとっていたが、1949年8月に至り、在日朝鮮人に対する管理を続けるという政治的な意図から、その立場を変えた。この結果に至る以前に、韓国外相が SCAP に対して在日朝鮮人を外国人として処遇するよう要求したが、この要求は SCAP により無視されることとなった。金氏は SCAP のこの政策変更に厳しい批判を加えている。ただし金氏は李承晩韓国大統領に対しても批判の矛先を向けており、かれの極端な反共主義がその目を曇らせ、在日朝鮮人の権利と権益のために SCAP に対して強い働きかけをしなかった、としている。韓国政府は面子上、在日朝鮮人の外国人扱いを要求していたが、実際には、かれらがいちどきに帰還して来ることを、経済上また反共主義の立場上、恐れていたというのも事実である。

(6) 第6章は、朝鮮戦争の勃発(1950年6月)から対日講和の成立(1952年4月)の時期を対象としている。アジアにおける共産主義勢力の拡張とともに、SCAP の在日朝鮮人共産主義者への警戒は強まった。その結果、朝鮮人共産主義者が外から日本へ潜入することを防止する目的で外登令が改正された(1950年1月施行)。SCAP は占領終結後の反共政策の一環として在日朝鮮人に対する管理強化を図ろうとし、日本の出入国管理法制の整備を1951年2月から G1 と日本政府

との間で進めさせた。その結果、出入国管理令（1951年11月1日施行）と外国人登録法（1952年4月28日公布・施行）が作られ、後者により、外登令にはなかった指紋押捺の規定が新たに設けられた。これは犯罪者の管理や共産主義者への対抗手段を意図したSCAPの力によるものであった、と金氏は分析している。本章は「韓日会談」にも言及しているが、これは1952年4月に決裂した。

(7) 「終わりに」では金氏の本論文についての総括が行われる。SCAPは在日朝鮮人に日本の社会秩序維持と反共政策の観点から対処し、政治的目的のために在日朝鮮人の「民族的権利」を犠牲にした、と金氏は結論づけている。またSCAPは「解放」されたはずの朝鮮や韓国の存在よりも、敗戦国・日本の政治と経済の安定を優先した、と批判的にみる。「戦争責任を感じず」、戦時の管理体制を戦後にも引きずり、「解放された民族」との共存の道を見出さなかった日本を「改造」できる唯一の立場にあったはずのSCAPはその任に応えず、むしろ、日本の管理政策に協力した、と金氏は指摘する。結果として、「戦後」在日朝鮮人問題や良好でない「韓日」関係を今日の課題として残した、と結論づけている。

II 本論文の特色と意義

1. 戦後の在日朝鮮人問題を主としてSCAPの政策の対象として捉え、それを当時の国際関係（冷戦状況の発生や韓国の成立）との関連の中で分析・考察を行なっている。
2. 在日朝鮮人の日本における状況や地位がどのような政策決定過程を経て、定まっていたかを丹念に追っている。その際、米國務省、米軍部、占領当局（SCAP）、さらに占領当局の中でも民政局（GS）、教育科学局（ESS）、民間情報教育局（CIE）、外交局（DS）、参謀第2部（G2）、参謀第3部（G3）、公衆衛生福祉局（PHW）などの部局、さらに地方の占領当局、それに日本政府（なかでも警察、法務省、文部省、終戦連絡中央事務局、地方自治体、地方警察など）、加えて、在朝鮮米軍当局、在日朝鮮人諸団体と南北朝鮮に政府が成立した後の韓国政府——など数多くの諸アクターがそれぞれどのような位置関係にあり、どのように相互反応をくり返しながら、政策決定過程へのインプットを行なっていたかを描き

出している。

3. 既存の二次研究に加えて、金氏はGHQ文書、国務省文書などの米国側資料、それに日本政府資料、韓国政府資料などの一次資料を広範に渉猟し、客観的、実証的に歴史の再構築を行うよう心掛けている。また生存者へのインタビューも行い、不明瞭な部分の詰めの作業を行なっている。

4. 本テーマに関する先行研究は部分的には存在するが、本論文は830頁に及ぶもので、本テーマについての現在における最も包括的かつ詳細な研究である。これだけの詳細な研究は日本、韓国、他の国にもまだ存在しない。貴重な学問的貢献をなすものである。

5. 以上の理由から本論文は占領史、戦後日本の政治・社会史、そして日朝(韓)関係史の空白を埋める第一級の研究であり、今後、本論文の分野で研究を行おうとする者にとっては必読文献となるであろう。参考論文として本論文に添付されている『思想』(834号、1993年12月)掲載論文(「米国の对在日朝鮮人占領政策——政策形成過程を中心に」)はすでに他の研究者によって参照・引用されていることを申し添えておきたい。

III 本論文の問題点

1. 審査員は、金氏の綿密な歴史的叙述、客観的、実証的であろうとする姿勢、資料の発掘などについてはこれを十分に評価するものの、他方、在日朝鮮(韓国)人をとりまくあらゆる問題を対象として叙述する傾向が本論文中にみられ、そのため、焦点がどこにあるのかやや不鮮明になったきらいがあるとの印象をもった。審査員は在日朝鮮(韓国)人の日本における法的地位の問題が極めて重要なテーマをなすと認識しており、金氏が他の叙述を減らしてでも、この点により重点的に焦点を絞るべきではなかったか、と考える。

2. 金氏の韓国人としての強い民族主義的立場が反映されて、SCAP政策担当者や日本政府の当事者などへの評価があまりに厳しすぎるのではないか、と思われる箇

所が多々ある。とくに評価の厳しさが感じられたのは、第5章における SCAP の 外交局三等書記官であったリチャード・B・フィンに対するものである。かれが在任中、在日朝鮮人に会うことなく政策文書の作成を行なったことや、かれの政策が「日本政府寄り」とみなされても仕方ない側面もある。しかし、かれの場合、在日朝鮮人問題に無知な点があったにしても「偏狭」といった形容詞で批判されるのは過酷にすぎるのではないか、との疑問が残った。

3. 金氏が、資料が乏しいためか、あるいは本論文のテーマの枠外にあると考えられたためか、本論文中に北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が殆んど言及されていない。これは今後の課題として残されている。

4. とは言え、このような点は本論文の本来の学問的意義や価値を損なうという程度のものではないと考える。

IV 結論

審査員一同は、以上の評価と口述試験の結果に基づき、金太基氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与するのが適当であると判断する。

1996年6月12日